

資料編

資料編では、名取市都市計画マスタープランの策定経緯や策定体制を掲載しています。

資料編

(1) 策定経緯等

名取市都市計画マスタープランの策定経緯

年月日	会議等	内容
平成 28 年 8 月 31 日	第 1 回名取市都市計画基本方針策定検討委員会	・名取市都市計画基本方針の策定にあたって ・アンケート結果について ・上位関連計画及び名取市の変化・動向について
平成 28 年 11 月 24 日	第 1 回名取市都市計画基本方針策定検討会議	・都市計画基本方針の策定にあたって ・基本構想(素案)について ・基本構想(素案)について
平成 28 年 12 月 21 日	第 2 回名取市都市計画基本方針策定検討委員会	・アンケート結果について ・基本構想(素案)について
平成 29 年 1 月 31 日	第 2 回名取市都市計画基本方針策定検討会議	・全体構想(案)について
平成 29 年 2 月 15 日	第 3 回名取市都市計画基本方針策定検討委員会	・全体構想(案)について
平成 29 年 6 月 26 日	都市計画審議会	・名取市都市計画基本方針 全体構想(案)
平成 29 年 9 月 27 日 ～10 月 11 日	名取市都市計画マスタープラン 第 1 回地域別ワークショップ	・地域の魅力・課題
平成 30 年 2 月 14 日 ～ 3 月 1 日	名取市都市計画マスタープラン 第 2 回地域別ワークショップ	・地域の将来の姿、まちづくりの方針
平成 30 年 5 月 25 日	第 3 回名取市都市計画基本方針策定検討会議	・平成 30 年度名取市都市計画基本方針のスケジュール ・都市計画基本方針 地域別構想(素案)
平成 30 年 6 月 22 日	第 4 回名取市都市計画基本方針策定検討会議	・都市計画基本方針(素案)の修正について
平成 30 年 7 月 11 日	第 4 回名取市都市計画基本方針策定検討委員会	・経過報告及びスケジュールについて ・地域別構想(素案)について ・全体構想(案)の修正について
平成 30 年 8 月 2 日	都市計画審議会	・名取市都市計画基本方針(素案)について
平成 30 年 8 月 7 日 ～ 8 月 30 日	名取市都市計画マスタープラン 地域別報告会	・名取市都市計画マスタープラン(素案)の報告
平成 30 年 10 月 2 日	第 5 回名取市都市計画基本方針策定検討会議	・名取市都市計画マスタープラン(案)について
平成 30 年 10 月 5 日	第 5 回名取市都市計画基本方針策定検討委員会	・名取市都市計画マスタープラン(案)について
平成 30 年 10 月 12 日 ～10 月 31 日	パブリックコメント	・名取市マスタープラン(案)の公示
平成 30 年 11 月 6 日	議員協議会	・名取市都市計画マスタープラン(案)について報告
平成 30 年 11 月 21 日	都市計画審議会	・名取市都市計画マスタープラン(案)について諮問
平成 30 年 12 月 20 日	告示	

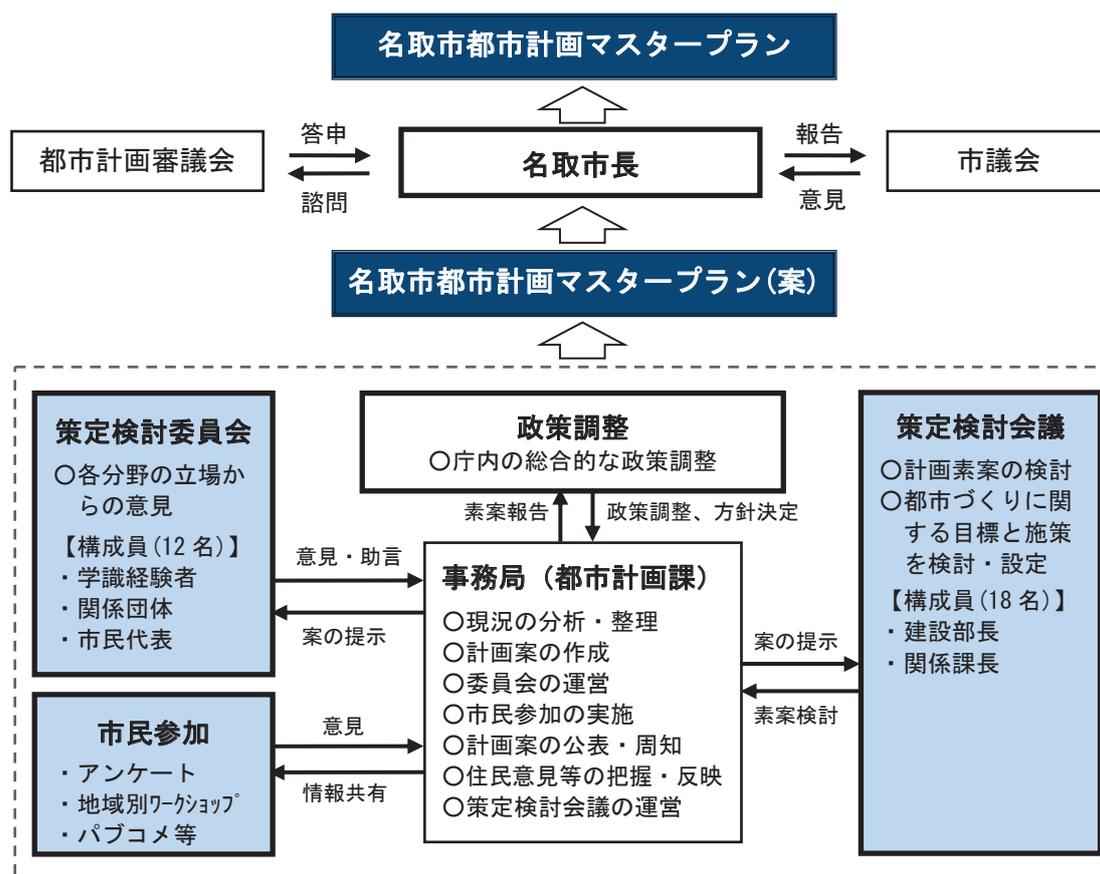
名取市都市計画マスタープラン改訂の経緯

年月日	会議等	内容
令和5年5月25日	令和5年度 第1回名取市都市計画基本方針策定検討会議	・現行計画の振り返り ・課題
令和5年7月13日	令和5年度 第2回名取市都市計画基本方針策定検討会議	・全体構想(案)
令和5年8月30日	令和5年度 第3回名取市都市計画基本方針策定検討会議	・地域別構想(案)
令和6年2月16日 ～3月7日	パブリックコメント	・名取市都市計画マスタープラン(改訂)案の公示
令和6年2月14日	都市計画審議会	・名取市都市計画マスタープラン(改訂)案について報告
令和6年3月29日	告示	

名取市都市計画マスタープランの策定体制

名取市都市計画マスタープランの策定体制は、事務局、市の職員で構成される「策定検討会議」、学識経験者などで構成される「策定検討委員会」によって構成されます。また、市民の意向把握を目的としてアンケートや地域別ワークショップ等の市民参加を行いながら案を検討します。検討した案は、都市計画審議会において審議され、「名取市都市計画マスタープラン」が決定されます。

策定検討会議	総合計画や部門別の計画等を踏まえ、各部署と調整を図り、素案の検討を行います。
策定検討委員会	策定検討会議が作成する素案に対し、多角的な見地から意見や助言を行います。
都市計画審議会	市長から案の諮問を受け、専門的・多角的な見地からこれを審議し、市長に対し答申を行います。



名取市都市計画審議会 委員名簿（平成28年度～平成30年度）

役職名	条例区分	氏名	所属等	備考
会長	1号委員	阿留多伎 真人	尚綱学院大学教授	
副会長	〃	坂口 大洋	仙台高等専門学校教授	
委員	〃	佐々木 幸志	宮城県岩沼警察署署長	平成28年度まで
委員	〃	横山 郁雄	宮城県岩沼警察署署長	平成29年度から
委員	〃	小島 哲夫	名取市商工会会長	
委員	〃	大友 正一	名取市農業委員会会長	
委員	〃	入間川 昭一	名取土地改良区理事	
委員	2号委員	小野寺 美穂	名取市議会議員	平成29年度まで
委員	〃	郷内 良治	名取市議会議員	平成30年度から
委員	〃	相澤 祐司	名取市議会議員	平成29年度まで
委員	〃	菊地 忍	名取市議会議員	平成30年度から
委員	3号委員	齋 正晴	市民委員	平成29年度まで
委員	〃	今野 和宏	市民委員	平成30年度から
委員	〃	柴田 力夫	市民委員	
委員	〃	渡辺 恵介	市民委員	平成29年度まで
委員	〃	倉島 研	市民委員	平成30年度から
委員	〃	太田 幸男	市民委員	平成29年度まで
委員	〃	大友 優治	市民委員	平成30年度から

名取市都市計画基本方針策定検討委員会 委員名簿 (平成28年度～平成30年度)

役職名	氏名	所属等	部門	備考
委員長	小地沢 将之	仙台高等専門学校准教授	都市計画部門	
副委員長	東 愛子	尚綱学院大学准教授	環境部門	
委員	島兒 伸次	東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 総務部企画室企画部長	交通部門	平成30年7月 11日から
委員	金子 次郎	仙台国際空港株式会社 取締役管理部長	交通部門	
委員	永富 淳次	名取市企業連絡協議会 会長	産業部門	平成30年7月 11日まで
委員	村石 信之	名取市企業連絡協議会 会長	産業部門	平成30年7月 11日から
委員	佐々木 秀典	名取市社会福祉協議会 会長	福祉部門	
委員	庄子 寿和	名取市商工会 理事	商工部門	
委員	菊地 明彦	名取岩沼農業協同組合 総務部長	農業部門	
委員	出雲 浩行	宮城県漁業協同組合 仙南支部(閑上)運営委員長	水産部門	
委員	熊谷 哲	宮城県仙台土木事務所 道路部次長	関係機関	平成30年7月 11日まで
委員	児玉 光誉	宮城県仙台土木事務所 道路部技術副参事兼次長	関係機関	平成30年7月 11日から
委員	管野 昌彦	市民委員	市民代表(公募)	
委員	伊藤 英	市民委員	市民代表(公募)	

名取市都市計画基本方針策定検討会議 委員名簿
(平成 28 年度)

番号	役職	担当課	氏名
1	会長	建設部長	小久保 義博
2	委員	政策企画課長	菊池 博幸
3	委員	財政課長	小平 英俊
4	委員	防災安全課長	大久 初見
5	委員	社会福祉課長	保科 真一
6	委員	農林水産課長	大澤 博
7	委員	商工観光課長	大久保 啓二
8	委員	クリーン対策課長	渡辺 良一
9	委員	土木課長	山田 隆
10	委員	下水道課長兼雨水対策室長	岩間 和男
11	委員	復興調整課長	小畑 和弥
12	委員	復興まちづくり課長	相澤 幸也
13	委員	復興区画整理課長	三浦 仁
14	委員	増田復興再開発推進室長	車塚 仁悦
15	委員	水道事業所長	真竹 康司
16	委員	庶務課長	佐藤 恭
17	委員	文化・スポーツ課長	大友 透
18	委員	消防本部総務課長	木皿 正之

名取市都市計画基本方針 事務局名簿 (平成 28 年度)

番号	役職	氏名
1	都市計画課長	森 孝雄
2	都市計画課長補佐兼都市計画係長	石森 政行
3	都市計画課市街地まちづくり係長	菊地 浩幸
4	都市計画課都市計画係技師	奈良 厚

名取市都市計画基本方針策定検討会議 委員名簿 (平成30年度)

番号	役職	担当課	氏名
1	会長	建設部長	森 孝雄
2	委員	政策企画課長	小平 英俊
3	委員	財政課長	桜井 淳一
4	委員	防災安全課長	五十嵐 竹美
5	委員	社会福祉課長	早坂 浩輝
6	委員	農林水産課長	大澤 博
7	委員	商工観光課長	大久保 啓二
8	委員	クリーン対策課長	米本 博喜
9	委員	土木課長	山田 隆
10	委員	下水道課長	石森 政行
11	委員	復興調整課長	小畑 和弥
12	委員	復興まちづくり課長	郷内 秀稔
13	委員	復興区画整理課長	車塚 仁悦
14	委員	増田復興再開発推進室長	小林 浩
15	委員	水道事業所長	真竹 康司
16	委員	庶務課長	大友 透
17	委員	文化・スポーツ課長	渡辺 良一
18	委員	消防本部総務課長	高橋 隆一

名取市都市計画基本方針 事務局名簿 (平成30年度)

番号	役職	氏名
1	都市計画課長	馬場 浩一
2	都市計画課長補佐兼市街地まちづくり係長	菊地 浩幸
3	都市計画課都市計画係長	佐山 昭徳
4	都市計画課都市計画係技師	吉田 竜平

名取市都市計画基本方針策定検討会議 委員名簿 (令和5年度)

番号	役職	担当課	氏名
1	会長	建設部長	村上 諭
2	委員	政策企画課長	山家 ちとせ
3	委員	財政課長	小松 政博
4	委員	防災安全課長	小松 義晴
5	委員	社会福祉課長	大元 純子
6	委員	農林水産課長	相澤 雅彦
7	委員	商工観光課長	渡邊 英樹
8	委員	クリーン対策課長	加藤 公一
9	委員	土木課長	大沼 孝宏
10	委員	下水道課長	大友 博明
11	委員	都市開発課長	渡邊 文彦
12	委員	水道事業所長	芳賀 和明
13	委員	教育総務課長	下山 常恵
14	委員	文化・スポーツ課長	中島 千鶴子
15	委員	消防本部総務課長	星 有二

名取市都市計画基本方針 事務局名簿 (令和5年度)

番号	役職	氏名
1	都市計画課長	菊地 浩幸
2	都市計画技術補佐兼都市計画係長	佐山 昭徳
3	都市計画課都市計画係技術主査	横瀬 裕貴

(2) 名取市都市計画基本方針策定検討委員会の提言書

平成 30 年 10 月 9 日

名取市長殿

名取市都市計画基本方針策定検討委員会

提 言 書

名取市都市計画基本方針策定検討委員会設置要綱第 2 条の規定により、都市計画基本方針の策定に関して下記のとおり提言する。

記

これまで名取市の都市計画については、都市計画法第 18 条の 2 による基本的な方針を定める機会がなく、仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や、名取市長期総合計画その他の上位関連計画に基づき行われてきた。しかし、近年の超高齢化と人口減少、高度情報化、東日本大震災後の復興や国際化、観光立国に向けた動きなど、名取市を取巻く様々な社会の変革を背景に、広域的観点からの土地利用、都市基盤整備の着実な進展、地域社会共有の身近な都市空間を重視した施策推進の要求の高まりに対応すること、都市計画に関する施策を住民の理解と参加の下に進めることがますます重要視されていることから、名取市の都市計画に関する基本的な方針の策定についてはより一層求められてきたところである。このような状況において、「名取市都市計画マスタープラン(以下マスタープランという。)」の策定に着手したことについては、大変有意義であると考えます。

策定作業については、基本的かつ重要な政策案として、特別な配慮の下行われてきた。特に上述の上位計画に加え、名取市震災復興計画、名取市地方創生総合戦略に即すよう注意を払った素案の編集、また市内 7 地区 9 会場各 2 回にわたるワークショップを経て行われた地域住民への意見聴取、都市計画基本方針策定検討会議による庁内調整等を経て、丁寧かつ慎重に立案が行われてきた。そのような策定体制の中、我々都市計画基本方針策定検討委員会の役割としては、本委員会設置要綱に基づき、マスタープランの策定に関する調査及び検討、市長への提言を行うものであるが、学識経験者、鉄道・空港関係等各種団体の代表者、関係行政機関の職員のみならず、一般市民を含め構成され、全 5 回にわたる会議により、幅広い見地から十分な精査と意見提案を行うことができた。

さて、案の策定については当委員会からの提言を十分に配慮し編集されたということに異議はないが、当委員会の代表的な意見として次のとおり整理する。第一に、住民目線でのまちづくりを行っていく方針であるべきと考える。自治体の基礎は住民とその一人ひとりの生活であり、これが豊かになるように方向付けることが最優先である。名取市に住み、仕事をし、子育てを行う若者から高齢者にいたるまで、すべての住民が健康で快適な暮らしができ

るような都市像を目指すべきである。第二に名取市を取巻く現状に適切に対応し、都市の魅力を引き出すことで飛躍する都市を目指すべきである。特に名取市は人口の増加傾向や、仙台空港や広域アクセス道の立地による産業振興や交流促進に対する期待など、活かすべき機会を数多く有しているが、これらをふまえて適切に都市の発展を誘導していくことのできる都市計画を展開すべきである。第三に、将来にわたって地域を適切に維持・存続させることとともに、環境に対する責任を果たしていくべきと考える。名取市は東日本大震災の津波による大きな被害を受けた地域を有し、住民の多くが災害に対する不安や懸念をもつところであるから、より災害に対し強いまちづくりを目指すべきである。また長期的な観点から名取市についても人口減少局面に向かうことは明らかであること、そして環境負荷低減への要求の高まりに対応し、コンパクトな市街地の形成を目指すべきことも念頭に置くべきである。そして、災害復興期に策定されるマスタープランは他市町村においてもこれまで事例は少ないことから、名取市がマスタープランで掲げた理念をたゆまず実行することは復興に取り組む市町村の模範となるものである。

以上により、名取市都市計画基本方針策定検討委員会設置要綱第2条に基づく委員会からの提言とする。

委員長	小地沢 将之
副委員長	東 愛子
委員	島児 伸次
委員	金子 次郎
委員	村石 信之
委員	佐々木 秀典
委員	庄子 寿和
委員	菊地 明彦
委員	出雲 浩行
委員	児玉 光誉
委員	管野 昌彦
委員	伊藤 英

(3) 市民参加の取組

地域別構想の作成にあたり、地域の現状や目指す方向を市民から直接うかがう機会として『地域別ワークショップ』を開催しました。地域別ワークショップは、テーマごとに平成29年9月～10月、平成30年2月～3月の2回に分けて実施し、合計224名の皆様に参加いただきました。

■ワークショップ参加者の募集方法

○市内に在住の方、市内に通勤・通学されている方(市外在住者を含む)、市内に移住を考えている方を対象に公募により募集

■地域別ワークショップのテーマ

- 第1回地域別ワークショップ：『あなたの考える、地域の魅力・課題を教えてください』
- 第2回地域別ワークショップ：『将来の姿、まちづくりの方針』

■地域別ワークショップの開催スケジュール等

	年 月 日	対象地域	会 場	参加人数
第1回	平成29年9月27日(水)	増 田	市役所 6 階	15 人
	平成29年9月28日(木)	高館(1)	高館公民館	9 人
	平成29年9月29日(金)	増田西・名取が丘	市役所 6 階	34 人
	平成29年10月3日(火)	館 腰	館腰公民館	14 人
	平成29年10月4日(水)	下増田	下増田公民館	13 人
	平成29年10月5日(木)	閑 上	閑上公民館	7 人
	平成29年10月6日(金)	高館(2)	ゆりが丘公民館	13 人
	平成29年10月11日(水)	愛 島	愛島公民館	15 人
第2回	平成30年2月14日(水)	下増田	下増田公民館	15 人
	平成30年2月15日(木)	愛 島	愛島公民館	11 人
	平成30年2月16日(金)	高館(1)	高館公民館	6 人
	平成30年2月20日(火)	館 腰	館腰公民館	9 人
	平成30年2月21日(水)	名取が丘	名取が丘公民館	20 人
	平成30年2月22日(木)	閑 上	仙台法務局名取出張所2階 震災復興部会議室	7 人
	平成30年2月27日(火)	増田西	増田西公民館	13 人
	平成30年2月28日(水)	高館(2)	ゆりが丘公民館	15 人
	平成30年3月1日(木)	増 田	名取市体育館会議室1	8 人

(4)用語集

あ行

○アウトカム指標【P. 95】

政策や施策を実施した結果発生した効果(アウトカム)に着目した指標。これに対し政策や施策を実施した成果物・数量に着目した指標をアウトプット指標という。

○インフラ【P. 15, 16, 23, 38, 47, 76】

インフラストラクチャーの略語で、道路や上下水道などの基盤施設の意。

○インバウンド【P. 15】

訪日外国人旅行者。

か行

○開発許可制度【P. 32】

一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るための制度。都市計画法第 29 条で規定される。

○開放型共同研究施設【P. 31】

産学官連携による共同の研究開発等、外部開放を目的に含む施設。オープンラボともいう。

○急傾斜地崩壊危険箇所【P. 38, 60, 78, 84, 90】

傾斜度が 30 度以上、高さが 5 メートル以上の急斜面で、崩壊した場合に人家、官公署、学校、病院、旅館等に被害を生ずるおそれがある土地。

○狭隘道路【P. 52, 54】

幅が狭い道路。法律上の定義はないが、主に幅員 4 m 未満の幅の狭い道路を指して使われることが多い。

○区域区分制度【P. 32】

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度である。都市計画法第 7 条で規定され、「線引き」とも言う。

○景観計画【P. 44】

景観法に基づき、景観形成上重要な公共施設の保全や整備の方針、景観形成に関わる基準等をまとめた計画。

○国勢調査【P. 8, 9, 10, 12, 50, 56, 62, 68, 74, 80, 86】

統計法に基づき、我が国に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査。10 年毎に大規模調査が行われ、その中間の 5 年毎に簡易調査が行われる。

○国土軸【P. 16, 22, 24】

日本列島において、背骨のように貫く都市・産業・交通の有機的なつながりのこと。「21 世紀の国土のランドデザイン(平成 10 年)」において、それまでの太平洋ベルトのみを基幹とした単軸的な国土構造から、多極分散型国土構造への転換を図ることが提唱された。これによると、本市は「北東国土軸」に位置することとなる。

○国土利用計画【P. 1, 2】

国土利用計画法に基づき、国・都道府県・市町村がそれぞれ国土の利用に関し必要な事項について定める計画。自然的、社会的、経済的、文化的といった様々な条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを基本理念とする。

さ行

○災害危険区域【P. 7, 16, 32, 70】

建築基準法第 39 条により地方公共団体が条例で指定した、津浪、高潮、出水等による危険の著しい区域。本市においては「名取市平成 23 年東日本大震災に伴う災害危険区域の指定に関する条例（平成 24 年 9 月 25 日施行）」により、沿岸部の一部の地域において住居の用に供する建築物の建築の制限を行っている。

○産学官連携【P. 31】

技術開発や新事業の展開等を目的に、大学などの教育機関・研究機関と民間企業、政府・地方公共団体が連携すること。

○市街化区域【P. 9, 12, 17, 25, 53, 54, 60, 81, 87】

都市計画法第 7 条第 2 項で規定される、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

○市街化調整区域【P. 9, 17, 25, 32, 53, 62, 70, 82, 83】

都市計画法第 7 条第 3 項で規定される、市街化を抑制すべき区域。

○舟運【P. 41, 66, 72】

河川や運河において、舟によって交通や運搬を行うこと。

○就業人口【P. 10】

その自治体に住んでいる人口のうち、働いている人口。

○従業人口【P. 10】

その自治体の中で働いている人口（市外の人口を含む）。

○職住近接【P. 80, 83, 84】

長時間通勤や満員電車の問題を解消するために、国土交通省が推進したことで広まった考え方。職場と住居の距離が近いこと、またそのようなまちづくりの考え方を指す言葉。

○震災復興計画【P. 2】

長期総合計画の基本方針と基本計画の内容を踏まえた、復旧・復興に関する震災対策の特別計画。

○仙塩広域都市計画区域【P. 2, 95】

行政区域を超えた一体の都市として総合的に整備を行うために、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村の 6 市 4 町 1 村において定められた区域。

た行

○高館・千貫山緑地環境保全地域【P. 25, 84, 90】

高館丘陵のうち、県自然環境保全地域に指定されている樽水・五社山地域を除いた残りの地域。

○多自然型護岸【P. 41】

多自然川づくりの取組の一つとして、河川が本来有している生物の良好な生育等環境に配慮し、美しい自然景観を保全するような護岸を行うこと。

○樽水・五社山県自然環境保全地域【P. 25, 84, 90】

高館丘陵のうち、樽水ダムと五社山を中心とした地域。

○地区計画【P. 31, 43, 44, 53, 54, 66, 83, 84, 90】

地区の特性に応じた良好な市街地を形成していくために、住民の総意に基づき、地区に必要な道路や公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地面積、容積率、建蔽率、かき・さくの構造や建築物の形態・意匠の制限等を、その地区のルールとして定めることができる制度。

○地方創生総合戦略【P. 1, 2, 5】

まち・ひと・しごと創生法により策定が定められている、国との適切な役割分担の下、地域の実情に応じた施策の実施等が記載された、国の総合戦略を勘案した地方版総合戦略のこと。

○昼夜間比率【P. 10】

従業人口を就業人口で割り、算出した数値。

○長期総合計画【P. 1, 2, 4, 5, 19, 20, 95】

自治体の目指すべき発展の方向性と、その実現のために必要な施策の基本的方向等を示した、自治体の最上位計画。

○長寿命化【P. 23, 36, 46, 47】

将来にわたって必要な施設・インフラの機能を発揮し続けるための取組。

○脱炭素社会【P. 15, 18】

地球温暖化の原因とされている二酸化炭素の排出が実質的にゼロになった社会。

○都市計画【P. 1, 2, 14, 93, 94】

健康で文化的な生活をおくることを目的として都市を計画し、建設すること。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法第2章の規定に従い定められたもの。

○都市計画区域【P. 2】

都市計画法第5条に基づき都道府県が指定する、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。本市全域は、仙塩広域都市計画区域に属す。

○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【P. 2, 95】

決定された都市計画区域ごとに、都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針を策定したもの。「都市計画区域マスタープラン」とも呼ばれる。

○都市計画公園【P. 51, 57, 69, 75, 81, 87】

都市計画法第 11 条第 1 項第 2 号により、都市計画に定めることのできる施設のひとつ。緑地が環境保全や住民の健康、文化的な生活に欠かせないものであるという観点から、都道府県や市町村が計画を定め、整備する公園。

○都市計画道路【P. 34, 35, 51, 57, 63, 69, 75, 76, 78, 81, 84, 87】

都市計画法第 11 条第 1 項第 1 号により、都市計画に定めることのできる施設のひとつ。ルート、幅員などを決定し、計画的に配置した道路。

○都市計画マスタープラン【P. 1, 2, 3, 19, 20】

都市づくりの基本方向や施策展開の方向を明らかにするとともに、市民と行政が都市づくりの目標像等を共有し、関連する分野とも連携しながら、都市づくりを総合的に展開していくことを目的として策定される方針。

○都市再生整備計画【P. 31】

都市再生特別措置法第 46 条に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において市町村が作成できる計画であり、これに基づく事業（都市再生整備計画事業）は、交付金を受けて実施することができる。

○徒歩圏人口カバー率【P. 12, 16】

各施設等の徒歩圏に居住する市民の総人口に対する比率。

な行

○農業振興地域整備計画【P. 32】

農業振興地域の整備に関する法律第 8 条または第 9 条に基づき、農業振興地域について都道府県知事等により定められる、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するための総合的な農業振興の計画。

は行

○パークアンドライド【P. 35, 78】

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、自動車を駐車させた後、バスや鉄道などの公共交通機関を利用して、都心中心部等の目的地に向かうシステム。

○花いっぱい運動【P. 41, 44】

一般に、まちの景観の向上やコミュニティの形成等の目的で行われる、花を植える運動をいう。

○複合型拠点施設【P. 22, 30, 31, 54】

異なる機能を集約した、地域やコミュニティの中心となる施設。

ま行

○みちのく潮風トレイル【P. 26, 32】

トレイルとは、歩くための道であり、またその道を旅することをいう。みちのく潮風トレイルとは、環境省が主導する、青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸をつなぐロングトレイルのこと。

○みどりのスカイライン【P. 44】

本マスタープランにおいて、「丘陵や森林等が空を区切ってつくる稜線景観」として定義するもの。

○面整備【P. 25, 50, 56, 64, 74, 80, 86, 93】

建築物等の建設や公園等の整備を目的に土地を整地し、一体でまちを整備すること。

や行

○用途地域【P. 25, 31, 60, 78, 83, 84, 88, 90】

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。

ら行

○ランニングコスト【P. 23】

施設や設備等を維持管理するための費用。

英字

○P F I【P. 94】

「Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」の略語で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

○P P P【P. 94】

「Public Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ)」の略語で、公共サービスの提供において何らかの形で民間が参画する手法を幅広くとらえた概念。